

さがみはら 市議会だより

議会日誌

1月21日	議会運営委員会
28日	議会運営委員会
1月臨時会	
28日	本会議第1日 (52人)
30日	本会議第2日 (52人)
	総務委員会
2月2日	総務委員会
6日	本会議第3日 (52人)
	議会運営委員会
	※ () は本会議の出席人数

臨時号

平成21年
(2009年) 3月1日

編集・発行:相模原市議会 〒229-8611 相模原市中央2丁目11番15号 電話 042(769)8278
ホームページ http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/gikai/



記名投票による採決

1月臨時会

政令指定都市への移行 市民の意思を問う住民投票条例議案 賛成少数で否決

1月臨時会は、1月28日から2月6日までの会期10日間で開かれました。
本会議初日は、地方自治法に基づき、有権者の署名により条例制定の直接請求がされた住民投票条例議案と、2件の補正予算専決処分の承認議案が市長から提出され、提案説明が行われました。専決処分の議案は、質疑が行われた後、採決の結果、承認されました。
本会議2日目は、住民投票条例議案につ

いて、条例制定請求代表者による意見陳述と、市長に対して7人の議員から質疑が行われた後、総務委員会に付託されました。本会議3日目は、総務委員会の委員長から住民投票条例議案の審査報告が行われた後、7会派及び無所属議員から討論が行われました。記名投票による採決の結果、賛成少数で否決されました。その後、議員提出議案として決議が提出され、原案のとおり可決されました。

議案の概要

▽相模原市が政令指定都市に移行することについて市民の意思を問う住民投票条例

地方自治法の直接請求の規定に基づき、市長に対して「相模原市が政令指定都市に移行することについて市民の意思を問う住民投票条例」の制定請求がなされ、市長が、意見を付けて議会へ付議するもの。条例制定請求の受理日は、平成21年1月8日。有効署名の総数は、2万6760人。

- ▽専決処分の承認
- ・平成20年度一般会計補正予算(第4号)
- ・平成20年度下水道事業特別会計補正予算(第1号)

緊急経済対策の実施に要する経費について、予算を補正する必要が生じたが、議案を招集する時間の余裕がなく専決処分したため、報告し、承認を求めたもの。
▽キャンペーン会場ゴルフ場からのゴルフボール飛び出しに抗議し、再発防止の徹底を求める要望決議

質疑

住民投票条例議案に対する質疑のあらましを掲載します。

質疑を行った議員
久保田隼夫(新政クラブ)
角尾彰央(民主クラブ)
米山定克(公明党)
西村綾子(無所属クラブ)
岩本香苗(相模原市民連合)
藤井克彦(日本共産党)
小林正明(無所属)

よう努めたいと考えている。

問 政令市への移行は、行政運営制度の一つであるとしているが、この行政運営制度とは何か。

答 人口規模や財政力、行政運営能力などの都市力に応じた都市制度や市の組織、人事、財務の事務など、行政運営上、執行機関である市長の責任において、議会との連携のもと、決定すべき事項等を行行政運営制度とらえている。

問 これまでの政令市移行に関するパブリックコメントの内容は、また、移行の是非は、意向把握を行っていないと思うが、見解は。

答 政令指定都市ビジョン案及び行政企画の編成案について、パブリックコメントを実施してきた。政令市への移行は、議会との連携のもと、市民への情報提供や意向把握を行う中で、慎重に手続を重ねながら取り組むべきものと考えている。また、議会においては、意見書の議決に際し、平成22年4

条例制定請求代表者の意見陳述

本会議場において行われた意見陳述の概要は、次のとおりです。
政令市への強引な移行には反対であり、合併の際に政令市移行を知らされていなかった津久井地域住民の声を聞き直す意味でも住民投票が必要である。また、他の政令市に比べ極めて移行準備期間が

短く、巨額の県債負担など、市民はメリットやデメリットについて理解できていない。市長が、政令市制度の選択には住民投票はなじまないとする理由がよく分からない。多くの市民が政令市への移行を希望しているとは主張する議員は、世論を見誤っているのではないかと、100年に1度という経済の混乱期であり、もう一度財政シミュレーションを行う必要がある。なお、より良い条例とするために、原案が修正されることは拒まない。

3月定例会(開催中)	2月	13日	議会運営委員会
		19日	本会議(提案説明)
		27日	本会議(代表質問・個人質疑)
	3月	2日	本会議(代表質問・個人質疑)
		4日	総務委員会
		5日	文教委員会
		6日	環境経済委員会
		9日	民生委員会
		10日	建設委員会
		12日	議会運営委員会
		13日	政令指定都市に関する特別委員会
		19日	本会議(一般質問)
		23日	本会議(一般質問)
	24日	本会議(委員長報告・採決)	
	25日	本会議(議員報告)	

月の移行の是非については、多くの議論がなされたところである。
問 政令市移行が財政に与える影響と市民の不安を払しょくする取り組みは。
答 政令市移行に伴い必要となる歳出は、県税交付金や宝くじ販売収益金など、移行により増加する歳入と、一部、市債等により対応する。従って、移行後の中・長期的な財政収支については、均衡を保ちながら諸事業を行うことができ、市民サービスの低下や新たな市民負担を招くことはないと考えている。今後も、行政運営の効率化に向けた取り組み状況も含めた情報提供を適切に行い、財政についての市民不安が払しょくされるよう努めたいと考えている。
問 政令市移行に対する市長の思いと決意は。
答 政令市制度は、自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・責任は自らが持つという地域主権の理念にながった行政運営制度である。大都市制度の活用による大都市にふさわしい施策の推進や、市民ニーズへの迅速かつ適切な対応により、都市としての総合力を高め、多くの人や企業から選ばれる魅力ある都市への成長が期待できる政令市への移行が、是非とも必要であると考えている。平成22年4月の移行に向け、不退换の決意で取り組んでいきたい。

議会内会派について…新政クラブ、民主クラブ、公明党相模原市議団(公明党)、無所属クラブ、あすの相模原を築く市民連合(相模原市民連合)、日本共産党相模原市議団(日本共産党)、相模原市議会 創史会(創史会)の7会派があります。会派に属していない議員(無所属)は1人です。
※ () は略称です。

